

## 第 21 回「県と市町村との協議の場」意見交換

## 【テーマ】「流域治水」の推進について 資料一覧

- 「流域治水の」推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 「長野県流域治水推進計画」の概要・・・・・・・・・・・・ 2
- 流域・ソフト対策に係る財政支援メニュー一覧・・・・ 3
- 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度  
雨水排水規制ガイドライン等の策定・・・・・・・・・・・・ 4
- ため池を活用した雨水貯留の取組  
水田を活用した雨水貯留の取組・・・・・・・・・・・・・・ 5

# 「流域治水」の推進について

近年、頻発・激甚化する水害の発生に鑑み、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を図る。  
令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨により甚大な被害の発生した長野県において、洪水被害軽減は最優先課題であり、県全体で「流域治水」の取組を推進する。特に河川への流出抑制を図るため、市町村や県民と共に、雨水貯留の取組を推進していく。

- 「流域治水」は、以下の3つの取組を柱とする。
- ① 河川整備の取組  
河川管理者が実施する堤防整備、河道掘削、ダム事前放流等の対策 等
  - ② 流域における雨水貯留等の取組  
雨水貯留施設の整備や、ため池・水田等を活用した流出抑制対策 等
  - ③ まちづくりや住民避難の取組  
住まい方の工夫や、住民避難に関する取組 等

## 流域治水のイメージ

(河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域の関係者全員が協働して多層的に対策を実施)



- 令和2年度の取組** 《推進のための計画策定や促進方法の検討》
- 「流域・ソフト対策市町村取組メニュー表」の作成・周知 (R2.6~)
    - ・市町村が取組を行うにあたって使える制度を「メニュー表」としてまとめ、配布し、県内全域の市町村に対し取組を依頼
  - キャラバン隊による77市町村との意見交換 (R2.9~12)
    - ・県内77市町村を個別に訪問、公共施設における雨水貯留施設の設置や、ため池・水田等を活用した雨水貯留促進などについて意見交換を実施
  - 「雨水貯留促進勉強会」による促進方法の検討 (R2.12)
    - ・新潟県見附市や県内の先進的な取組を行っている市町村、農業関係者等から構成する勉強会を開催、取組を広く県民に周知し、促すための方策を検討
  - 「長野県流域治水推進計画」の策定 (R3.2)

- 令和3年度の取組** 《「流域治水キャンペーン」として 様々な施策により県民の取組を促進》
- 市町村との共同宣言
    - ・市長会、町村会と共同で、流域治水推進に向けた宣言を実施
  - 「流域治水推進シンポジウム(仮)」の開催
    - ・学識経験者、農業関係の代表者等による取組促進に向けたシンポジウムの開催
  - 県民への普及啓発活動
    - ・雨水貯留の取組に関するCMの制作・放送、ポスター、パンフレット、ステッカーの作成
  - 県有施設における雨水貯留浸透施設の設置
    - ・雨水貯留タンク、雨水貯留浸透施設の設置

# 「長野県流域治水推進計画」の概要

## 【流域治水への転換】

### 契機

令和元年東日本台風等による水害の頻発化・激甚化に鑑みると、これまでの国や県による治水対策に加え、市町村や民間事業者、県民などの流域の関係者全員が協働して、流域全体で対策を推進する必要があります。

甚大な水害の発生した長野県においては、洪水被害軽減は最優先の課題であり、県全体で「流域治水」を推進する必要があります。

### 課題

対策の拡充には、制度や仕組みづくりを行う必要があります。「流域治水」の取組を推進する上では、具体的な取組目標を持って、進める必要があります。



流域治水のイメージ

## 【長野県流域治水推進計画】

### 趣旨

「流域治水」の取組推進には、これまでの治水対策に加え、市町村や民間事業者、県民などの流域の関係者全員が参画し、取組を行うことが不可欠であり、関係者が意識を共有し、計画期間内の具体的な取組目標を定め、計画的に取り組む必要があります。

このため今回、「長野県流域治水推進計画」を策定することとしました。

この計画に基づいて「流域治水」の取組を推進することにより、水害に強い、安全・安心な地域づくりに繋がっていきます。

### 期間

【計画期間】 令和3～7年度（5か年）

### 主な取組一覧

長野県流域治水推進計画

#### (1) 流域における雨水貯留等の取組「留める」

- 公共施設における雨水貯留施設設置
- 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度
- 雨水排水規制ガイドライン等の策定
- ため池や水田を活用した雨水貯留の取組
- 公共下水道(雨水)の整備
- 流域の森林整備
- 排水ポンプ車の配備

#### (2) まちづくりや住民避難の取組「備える」～逃げ遅れゼロ～

- 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- 浸水想定区域図の作成
- 住まい方の工夫の取組
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定
- 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成
- 防災知識の普及に関する取組
- 「災害時住民支え合いマップ」の作成

### 内容

「流域治水」は、以下の3つを柱として進めます。

- 河川整備の取組 「流す」
- 流域における雨水貯留等の取組 「留める」
- まちづくりや住民避難の取組 「備える」

このうち、堤防整備等の「河川整備の取組」は、河川整備計画等に基づき河川管理者が推進します。

よって本計画は、対象を明確とするため、「流域における雨水貯留等の取組」、「まちづくりや住民避難の取組」の2項目に絞った計画とします。

### 目標

各取組項目の目標は、計画期間の5年間の取り組み数値を設定します。

取組を推進することにより、「再度災害防止・軽減」、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の軽減」を実現し、「安全・安心な地域」の形成を目指します。

## (1) 流域における雨水貯留等の取組 「留める」

降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進します。

### ● 公共施設における雨水貯留浸透施設設置

県有施設や市町村施設での雨水貯留浸透施設の設置を進めます。

また、来庁者に雨水貯留タンクを身近に見ていただくことにより必要性を認識していただき、民間事業者や個人の雨水貯留浸透施設の設置を促していきます。

◇目標：県有施設におけるタンク設置 439基  
雨水貯留浸透施設 20施設 等



雨水貯留施設設置例  
(長野市豊野支所)



雨水貯留タンク設置例

- 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度
- 雨水排水規制ガイドライン等の策定
- 公共下水道(雨水)の整備
- 流域の森林整備
- 排水ポンプ車の配備

### ● ため池や水田を活用した雨水貯留の取組

ため池の管理者に対し、空き容量の確保による洪水調節効果を説明し、低水位管理の取組を開始します。また、洪水吐切り欠きの設置により流入水を貯留し、下流河川への流出を抑制します。

水田については、農業関係者の協力のもと、水田の排水口に調整装置を設置することにより、水田の雨水貯留能力を高め、下流河川への流出を抑制します。

◇目標：ため池を活用した雨水貯留の取組 404箇所  
水田を活用した雨水貯留の取組 6市町村



水田排水口の調整装置  
設置例



ため池の低水位管理  
実施例

## (2) まちづくりや住民避難の取組 「備える」～逃げ遅れゼロ～

市町村、民間事業者や県民と協働して、各地域の特性に応じた避難体制を構築するとともに、水害に備えたまちづくりの取組を推進します。

### ● 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置

住民の迅速な避難行動に繋がるように、洪水等の出水時に観測に特化した水位計やカメラを設置し、リアルタイムの情報提供に努めていきます。

◇目標：危機管理型水位計設置 10基  
簡易型河川監視カメラ設置 100基



簡易型  
河川監視カメラ

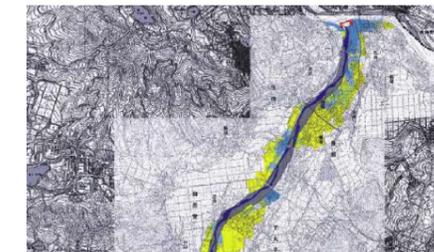


危機管理型水位計

### ● 浸水想定区域図の作成

避難所の場所等を記載した、市町村が作成する「ハザードマップ」の基となる「浸水想定区域図」の作成を進めます。

◇目標：「浸水想定区域図」の作成 218河川



浸水想定区域図  
作成例

- 住まい方の工夫の取組
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定
- 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成
- 防災知識の普及に関する取組
- 「災害時住民支え合いマップ」の作成

流域・ソフト対策に係る財政支援メニュー一覧

R3.4.1現在 長野県 河川課

主な取組項目	対策メニュー	担当課	活用可能な制度
ため池等の既存施設の補強や有効利用	ため池の低水位管理の運用	農地整備課	農村地域防災減災事業(農林水産省 国庫補助事業)
雨水貯留施設、田んぼダム、透水性舗装の整備等	● 公園、校庭等の雨水貯留施設の整備	河川課 生活排水課	通常の下水道事業及び新世代下水道支援事業(社会資本整備総合交付金) (「新世代下水道支援事業制度」の中の「水環境創造事業」(ア)水循環再生型) 防災・安全交付金事業(社会資本整備総合交付金) (拡) 緊急自然災害防止対策事業 (拡) 特定地域都市浸水被害対策事業(官民連携浸水対策下水道事業)(補助事業)
	● 雨水浸透施設の整備に関する補助制度	河川課 生活排水課	新世代下水道支援事業(社会資本整備総合交付金) (「新世代下水道支援事業制度」の中の「水環境創造事業」(ア)水循環再生型) 下水道浸水被害軽減総合事業(社会資本整備総合交付金) ※社会資本整備総合交付金事業を活用する場合、社会資本総合整備計画への位置付けが必要 補助事業「下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業」で実施可能
	● 各戸貯留施設の費用補助	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「新世代下水道支援事業制度」で実施可能 (「新世代下水道支援事業制度」の中の「水環境創造事業」(ア)水循環再生型) 下水道浸水被害軽減総合事業(社会資本整備総合交付金) 補助事業「下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業」で実施可能
	田んぼダムを活用した雨水調節機能の確保	農地整備課	(拡) 多面的機能支払交付金
公共下水道の整備	公共下水道(雨水)の整備	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」「下水道浸水被害軽減総合事業」「都市水害対策共同事業」で実施可能 補助事業「大規模雨水処理施設整備事業」「下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業」で実施可能 (拡) (拡) 改良復旧事業(災害関連事業) 緊急自然災害防止対策事業
支流の森林整備による流出抑制	● 支流の森林整備	森林づくり推進課 河川課	① 治山事業による森林整備【県事業←市町村要望により箇所選定】 ・復旧治山事業・防災林造成事業 ② 造林事業による森林整備【市町村事業】 ・信州の森林づくり事業・みんなで支える里山整備事業 ③ 河川沿いの伐採【県・市町村事業】 ・河畔林整備事業
排水機場の整備	排水機場の整備、増設	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」「下水道浸水被害軽減総合事業」「都市水害対策共同事業」で実施可能 補助事業「大規模雨水処理施設整備事業」「下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業」で実施可能 (拡) (拡) 改良復旧事業(災害関連事業) 緊急自然災害防止対策事業
	排水ポンプ車等の配備	河川課	社会資本整備総合交付金事業 ※社会資本整備総合交付金事業を活用する場合、社会資本整備総合計画への位置付けと浸水実績が必要 ※下水道事業の場合、社会資本総合整備計画の「効果促進事業」に位置付けることで実施可能
排水機場の耐水化の推進	排水機場等の耐水化	生活排水課	(拡) 社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」「下水道浸水被害軽減総合事業」で実施可能
下水道の機能高度化	光ファイバー活用による浸水被害軽減	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「新世代下水道支援事業制度」で実施可能 (「新世代下水道支援事業制度」の中の「機能高度促進事業」(イ)ICT活用型)
	樋門等の自動化・無力化・遠隔化	生活排水課	(拡) 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」で実施可能
緊急復旧などを迅速に行う防災拠点	防災拠点(道の駅)の整備	道路管理課	社会資本整備総合交付金
災害時応急復旧資機材の整備	● マンホールトイレ、可搬式非常用発電施設、仮設配管等の整備	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「下水道総合地震対策事業」の効果促進事業として実施可能 社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」及び「下水道総合地震対策事業」の効果促進事業として実施可能 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」の効果促進事業として実施可能
まるとまちごとハザードマップの推進(浸水深表示)	まるとまちごとハザードマップの作成推進	河川課	社会資本整備総合交付金 効果促進事業 ・地域発元気づくり支援金事業(※) ・地域振興推進費(※) 等 ※印については、県企画振興部地域振興課
「災害時住民支えあいマップ」の策定促進	● 地域における「災害時住民支えあいマップ」の策定を促進	地域福祉課	地域福祉総合助成金(災害時住民支えあいマップ作成促進事業)
水位周知河川の拡充、洪水浸水想定区域図の作成促進等による浸水リスク情報の周知	● ハザードマップの策定及び住民への周知	河川課	社会資本整備総合交付金 効果促進事業 ・地域発元気づくり支援金事業(※) ・地域振興推進費(※) 等 ※印については、県企画振興部地域振興課
支川の氾濫に着目したハザードマップ等を作成し、リスク情報を周知	ハザードマップ策定(内水ハザードマップ)	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」の効果促進事業として実施可能
	下水道BCP(業務継続計画)の策定	生活排水課	社会資本整備総合交付金の「通常の下水道事業」及び「下水道総合地震対策事業」の効果促進事業で実施可能
早期避難に向けた精度の高い降雨予測、水位予測体制の検討	雨量観測施設の設置及び情報発信	河川課	社会資本整備総合交付金 効果促進事業 ・地域発元気づくり支援金事業(※) ・地域振興推進費(※) 等 ※印については、県企画振興部地域振興課

●は全市町村で取り組んでいただきたいメニュー  
 ・(拡)はR3年度より拡充された事業です。  
 ・事業実施にあたっては、記載の担当課と協議を行ってください

② 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度

【現状認識】

現在、県内では、9市町村で各戸貯留施設の設置補助制度を活用しています。  
過去には、最大で11市町村で補助制度が活用され、計5,370基の雨水貯留タンクが設置されています。(令和2年2月現在)

【目標】

補助制度を活用している9市町村に加え、市街地の形成されている県内の市において取り組んでいただくよう、促していきます。

【数値目標】

項目	現状(2020年度)	目標(2025年度)
市町村における各戸貯留施設設置費補助制度	9市町村	21市町村以上

【期待できる効果】

雨水を貯留、浸透させることにより水路や河川への流入を抑制できます。  
補助制度の運用拡大により、各戸の貯留施設設置の増加が期待され、結果的に、県民の防災意識の向上に繋がります。  
貯留した雨水は、花壇の水やりや、消火用としても活用が可能です。



各家庭で出来る雨水貯留のイメージ



雨水貯留タンク(兵庫県 HP)

【主担当課】

環境部生活排水課、建設部河川課

③ 雨水排水規制ガイドライン等の策定

【現状認識】

公共施設や民間施設などを建設するような開発行為に対し、雨水を一時的に貯留・浸透させる、流出抑制施設の設置を促す「雨水排水規制ガイドライン」等を策定している市町村が23市町村あります。(河川課調査による)

【目標】

「流域治水」推進にあたり、各市町村における雨水貯留浸透施設の設置と平行して、流出抑制施設の設置基準を設けることが重要であると考えています。  
本計画においては、県内の全ての市町村でガイドラインが策定されることを目標とし、取組を促していきます。

【数値目標】

項目	現状(2020年度)	目標(2025年度)
雨水排水規制ガイドライン等の策定	23市町村	77市町村

【期待できる効果】

雨水を貯留、浸透させることにより水路や河川への流入を抑制できます。  
多くの関係者が取り組むことにより、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減に繋げることができます。



雨水流出抑制施設の設置ガイドライン(長野市)



【主担当課】

建設部河川課

#### ④ ため池を活用した雨水貯留の取組

##### 【現状認識】

県内には、農業用ため池が1,800余りあり、その全体の貯水量は、約3,000万立方メートルになります。このうち、「防災重点農業用ため池※」が653箇所、県全体貯水量の約8割（2,460万立方メートル）を占めています。

ため池の貯水位を下げ、空き容量を確保することにより、降雨時の流入水を一時的に貯留させ、河川への流出量を抑制することができます。

※ 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

##### 【目標】

管理体制が整っている「防災重点農業用ため池」を優先することとし、管理者の理解が得られたため池について、取組を促進します。

なお、長野市では、令和2年度に、浅川流域18箇所のため池において試験的に取り組んでいます。

放流ゲートや低水位管理のための洪水吐切り欠きの設置については、管理者と調整した上で、ため池の改修工事と併せて整備していきます。

##### 【数値目標】

項目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
ため池を活用した雨水貯留	18箇所 ※1	404箇所 ※2

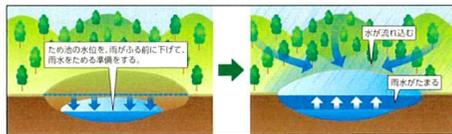
※1：長野市が試験的に実施した農業用ため池数

※2：管理者の理解が得られた農業用ため池数

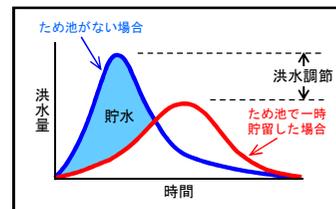
##### 【期待できる効果】

ため池に流れ込む雨水を一時的に貯留することにより、河川のピーク流量を抑える効果が期待できます。

多くの関係者が取り組むことにより、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減に繋げることができます。



農業用ため池を活用した雨水貯留



##### 【主担当課】

農政部農地整備課

#### ⑤ 水田を活用した雨水貯留の取組

##### 【現状認識】

県内には、耕作している水田が31,800ヘクタールあります（令和2年時点）。畦に囲まれ耕作している水田には、大雨の際、雨水を一時的に貯留し、河川への流出量を抑制させる働きがあります。

水田の排水口に落水量調整装置を設置し、水田の雨水貯留能力を人為的に高めることにより、水路や河川のピーク流量を更に抑えることができます。

##### 【目標】

取組の対象は、下流に洪水から守るべき市街地等があり、流域に占める水田の割合が一定程度ある地域となります。

取組は、水田の機能を保持した上で、個人の農地を活用することから、耕作者の協力が不可欠となります。

現在、9市町村が取組の可能性について検討していますが、先行県では、内水氾濫被害を軽減させる目的で実施していることから、内水氾濫発生リスクがある地域（市町村）での取組を優先的に促進します。

##### 【数値目標】

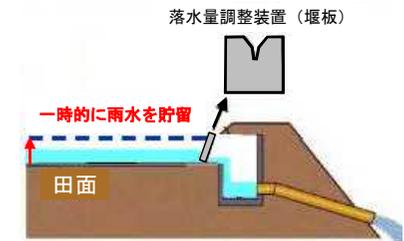
項目	現状（2020年度）	目標（2025年度）
水田を活用した雨水貯留	—	6市町村

※上記以外で水田の活用に理解を示した市町村においても、取組を促進します。

##### 【期待できる効果】

水田に雨水を一時的に貯留することにより、水路や河川のピーク流量を抑える効果が期待できます。

多くの関係者が取り組むことにより、洪水被害や内水氾濫による浸水被害の軽減に繋げることができます。



水田を活用した雨水貯留

##### 【主担当課】

農政部農地整備課

# 治水 ONE NAGANO 宣言（案）

～ みんなでとりくむ『流域治水』 ～

近年、全国各地で甚大な水害が頻発しており、長野県でも、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨と、2年続けて甚大な水害が発生しています。

これまでの治水対策は、河川管理者が主体となって、堤防や護岸の整備、ダム等の河川施設の整備を進めてきましたが、気候変動による水害リスクは増大しており、これまでの対策だけでは安全度の早期向上に限界がある状況となっています。

そのため、社会全体で洪水に備える意識を高め、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害に強い地域をつくる、「流域治水」への転換を図ったところです。

「流域治水」では、『河川整備による「流す」取組』、『降った雨が河川に流れる前に「留める」取組』、『逃げ遅れゼロを目指した水害に「備える」取組』、この3つの取組を柱に据えて推進してまいります。これらの取組を実現するためには、県や市町村だけでなく、河川の上流から下流に暮らす、全ての住民の方々に参画していただく必要があります。

私たちは、流域治水の実現に向け、様々な施策を行い、住民の皆様に防災意識向上のご理解をいただき、「流す」、「留める」、「備える」取組を「ONE NAGANO」のスローガンのもと、多くの関係者により、力強く前進させることを、ここに宣言します。

令和3年5月14日

長野県知事・市長会長・町村会長（署名）

## 趣旨

## 資料1-2

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

## 改正内容

### 1. 災害対策基本法の一部改正

#### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート  
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

###### <対応>

**避難勧告・指示を一本化**し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

##### 2) 個別避難計画(仮称)(※)の作成

※ 避難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

###### <課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。  
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者(65歳以上)が占める割合  
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。  
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%  
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

##### 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

#### ②災害対策の実施体制の強化

##### 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

##### 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置(※)

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

##### 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

### 2. 内閣府設置法の一部改正

#### 内閣府における防災担当大臣の必置化

### 3. 災害救助法の一部改正

#### 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

## 目標・効果

### ○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

閣議決定：令和3年3月5日

施行期日：令和3年5月20日

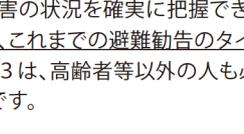
# 令和3年5月20日から

警戒レベル

4

# ひなんしじ 避難指示で必ず避難

# ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難**で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁